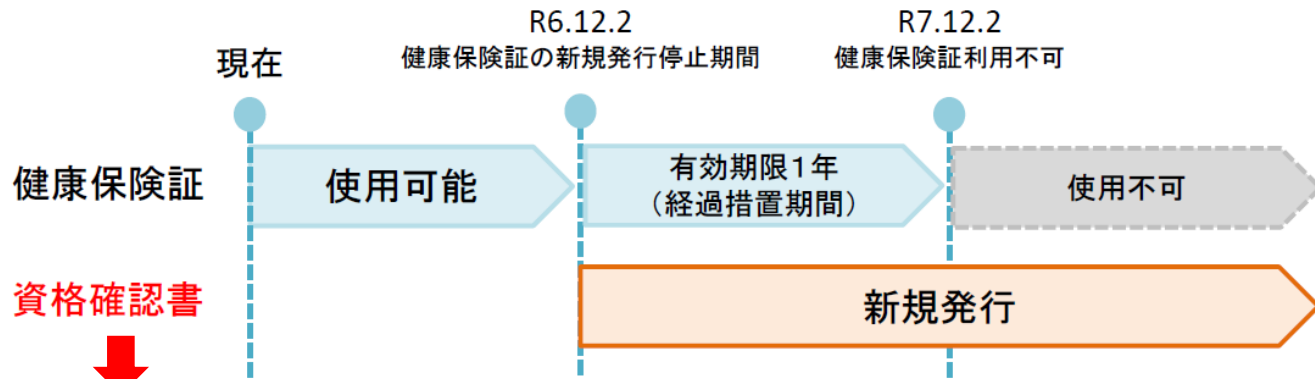


# 「マイナ保険証」に関するお知らせ

◇現在お持ちの「健康保険証」⇒令和7年12月1日まで使用可能(退職等で資格喪失の場合除く)



マイナンバーカードない or マイナ利用登録していない方が対象

マイナ保険証のメリットはないが、保険診療の受診は可能

## 「資格情報のお知らせ」

今月、事業主経由で届く予定(個人別に封入)



**1** マイナンバーの下4桁

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示する。  
 ※マイナンバーの未提出等により、協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しない。代わりにマイナンバーの提出をお願いする文章と申出書を同封

**2** 資格情報のお知らせ

令和6年12月から以下の場合に使用。  
 ●健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認。  
 ●オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等にマイナ保険証と併せて受診。

◇カードリーダーがない、使えない場合に医療機関を受診する際

資格情報のお知らせ  
 or  
 わたしの情報 (マイポータル)

マイナンバーカード +

## <事務所より>

7月、8月に「働き方改革について」と「年金について」のセミナー講師を行いました。聞いてくださる方々に少しでも理解していただけるよう、内容や話し方など、もっと工夫していかなければと思いました。  
 9月の年金相談日は「5、12、19、26日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所